12　国際専門官は、命を受けて、農産局の所掌事務に係る国際関係事務に関し調整を要する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

13　監査官は、食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に係る監査及び同特別会計の業務勘定（国有財産の管理及び処分に関する部分に限る。）に係る監査に関する事務を行う。

（削る）

9　国際専門官は、命を受けて、生産局の所掌事務に係る国際関係事務に関し調整を要する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（新設）

（米穀貿易企画室及び会計室並びに食糧調査官、企画官、指導官、国際専門官、米流通調整官及び監査官）

第三十三条　農産企画課に、米穀貿易企画室及び会計室並びに食糧調査官一人、企画官二人、指導官三人、国際専門官一人、米流通調整官一人及び監査官一人を置く。

2　米穀貿易企画室は、米穀（その加工品を含む。）についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　米穀貿易企画室に、室長を置く。

4　会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定の経理に関すること。

二　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに同特別会計の食糧管理勘定に属する物品の管理に関すること。

5　会計室に、室長を置く。

6　食糧調査官は、農産企画課の所掌事務に関し調整を要する重要事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

7　企画官は、命を受けて、農産企画課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち生産局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

8　指導官は、命を受けて、農産企画課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（米麦流通加工対策室並びに生産専門官、首席生産専門官及び技術専門官）

第三十二条　穀物課に、米麦流通加工対策室並びに生産専門官四人、首席生産専門官一人及び技術専門官一人を置く。

（削る）

（削る）

2・3　（略）

（削る）

4　生産専門官は、命を受けて、穀物課の所掌事務に関し農産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5・6　（略）

9　国際専門官は、農産企画課の所掌事務に係る国際関係事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

10　米流通調整官は、農産企画課の所掌事務に係る米穀（その加工品を含む。）の流通の適正化に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

11　監査官は、食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に係る監査及び同特別会計の業務勘定（国有財産の管理及び処分に関する部分に限る。）に係る監査に関する事務を行う。

（水田農業対策室及び米麦流通加工対策室並びに企画官、生産専門官、首席生産専門官及び技術専門官）

第三十四条　穀物課に、水田農業対策室及び米麦流通加工対策室並びに企画官二人、生産専門官四人、首席生産専門官一人及び技術専門官一人を置く。

2　水田農業対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農作物の作付体系の合理化に関すること（農業環境対策課の所掌に属するものを除く。）。

二　米穀の生産の調整に関すること。

3　水田農業対策室に、室長を置く。

4・5　（略）

6　企画官は、命を受けて、穀物課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち生産局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7　生産専門官は、命を受けて、穀物課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8・9　（略）